

中高一貫教育制度について

1. 導入の趣旨

子どもたちや保護者などの選択の幅を広げ、学校制度の複線化構造を進める観点から、中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、中高一貫教育制度を平成11年度から選択的に導入した。

2. 中高一貫教育制度の概要（教育課程の基準の特例以外）

中高一貫教育の実施形態は中等教育学校、併設型の中学校・高等学校、連携型の中学校・高等学校の3つがあり、生徒や保護者のニーズ、地域の実情等に応じて、設置者が判断・決定することとなる。（中高一貫教育校の種類、教育課程の基準の特例概要、特例の活用状況、特例を活用した成果については別紙参照。）

（1）中等教育学校

一つの学校として一体的に中高一貫教育を行うものである。

ア) 学校教育法上の位置付け

中高一貫教育の実施を目的とする新しい学校種として設けられたものであり、学校教育法において、その目的、目標、修業年限、前期課程と後期課程の区分等について規定している。（学校教育法第63条～第70条）

イ) 入学者の決定方法

中等教育学校への入学については、設置者の定めるところにより校長がこれを許可することとし、この場合、公立の中等教育学校においては学力検査を行わないこととしている。

（2）併設型の中学校・高等学校

（1）よりも緩やかな形態であり、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。例えば、県が県立中学校と県立高等学校を、市が市立中学校と市立高等学校を、学校法人が私立中学校と私立高等学校を併設する場合等が該当する。

ア) 学校教育法上の位置付け

学校教育法において、中等教育学校に準じて、同一の設置者が設置する中学校及び高等学校において中高一貫教育を行うことができることを規定している。（学校教育法第71条）

イ) 入学者の決定方法

併設型中学校への入学については、設置者の定めるところにより校長がこれを許可することとし、この場合、公立の併設型中学校においては、学力検査を行わないこととしている。また、併設型高等学校においては、併設型中学校の生徒について入学者選抜を行わないこととしている。

（3）連携型の中学校・高等学校

設置者の異なる場合であっても実施することができるように、（2）よりもさらに緩やかな形態

で実施するもの。中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の面で連携を深める形で中高一貫教育を実施する。(2)の場合と異なり、例えば、市と県、市と学校法人、異なる2つの学校法人などで実施することが考えられるが、同一の設置者が実施することも可能となる。

ア) 学校教育法上の位置付け

学校教育法施行規則において、中学校、高等学校における教育の一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校、高等学校の設置者間の協議に基づき定めるところ(設置者が同一の場合には設置者の定めるところ)により、教育課程を編成することができ、当該中学校、高等学校は互いに連携し、その教育課程を実施することを規定している。(学校教育法施行規則第75条、第87条)

イ) 入学者の決定方法

連携型高等学校における入学者選抜は、設置者間の協議に基づき編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒について、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができることとしている。

※ 学校教育法第38条(第49条で中学校に準用)により、市町村には中学校の設置義務が課されている。中等教育学校や併設型中学校は設置義務とは直接関係なく、設置者の判断により設置されるもの。したがって、市町村は中等教育学校や併設型中学校を設置した場合でも、中学校の設置義務がなくなることはない。

3. 中高一貫教育校における教育課程の基準の特例について(平成24年度以降)

(1) 中等教育学校及び併設型中高一貫教育校

中等教育学校及び併設型中高一貫教育校における教育課程の基準については、中学校、高等学校学習指導要領等が準用されるが、中高一貫教育の利点を活かして6年間を通じた特色あるカリキュラムを編成することができるよう、以下のような特例措置を設けている。

- ① 中等教育学校前期課程及び併設型中学校については、各学年において各教科の授業時数を70単位時間の範囲内で減じ、当該各教科の内容を代替できる内容の選択教科の授業時数に充てることができること(ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり35単位時間までが限度)。
- ② 中等教育学校後期課程及び併設型高等学校については、普通科における学校設定教科・科目について、卒業に必要な修得単位数に含めることができる単位数の上限を20単位から36単位に拡大することができること。
- ③ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校と中等教育学校後期課程及び併設型高等学校における指導の内容については、各教科や各教科に属する科目の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができること。
- ④ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校における指導の内容の一部については、中等教育学校後期課程及び併設型高等学校における指導の内容に移行して指導することができること。
- ⑤ 中等教育学校後期課程及び併設型高等学校における指導内容の一部については、中等教育学校前期課程及び併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができること。この

場合、中等教育学校後期課程及び併設型高等学校において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

- ⑥ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部を他の学年における指導の内容に移行することができること。この場合、当該特定の学年において移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

【留意点】

- ア 学習内容の系統性に留意し、学年ごとの各教科等の目標が概ね達成されるとともに、学習指導要領の内容のうち、6年間で指導しない内容が生じることのないよう留意し、各学校段階の教育目標が6年間の教育課程全体の中で確実に達成されるようにすること。
- イ 生徒の転校や進路変更等に際しては、転校先や進学先の学校における教育課程の実施に支障が生じることのないよう、必要に応じ、当該生徒に対する個別の補充指導を行うなど十分な配慮を行うこと。
- ウ 本特例は、中高一貫教育校としての特長を最大限生かし、6年間の見通しを立てた教育課程を編成・実施することを目的とするものである。この趣旨を踏まえ、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、生徒に過重な負担をかけるものとならないよう十分に配慮するなど、適切に教育課程を編成・実施すること。

(2) 連携型中高一貫教育校

連携型中高一貫教育校においても、中高一貫教育の特質を生かした特色ある教育課程の編成・実施が可能となるよう、以下のような特例措置が設けられている。

- ① 連携型中学校については、各学年において各教科の授業時数を70単位時間の範囲内で減じ、当該各教科の内容を代替できる内容の選択教科の授業時数に充てることができること（ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり35単位時間までが限度）。
- ② 連携型高等学校普通科における学校設定教科・科目について、卒業に必要な修得単位数に含めることができる単位数の上限を20単位から36単位に拡大することができること。

【留意点】

- ア 連携型中学校の生徒が在学中に転校する可能性があることや、連携型中学校の生徒全員が必ずしも連携型高等学校に進学するとは限らないことなどを踏まえ、転校先や進学先の学校における教育課程の実施に支障が生じることのないよう、必要に応じ、当該生徒に対する個別の補充指導を行うなど十分に配慮すること。
- イ 連携型中学校・高等学校においては、6年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸張、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮することとされており、各学校において、特色ある教育を幅広く効果的に提供していくことができるような教育課程の編成が望まれること。

< 関係法令 >

中等教育学校

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

第63条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第64条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第65条 中等教育学校の修業年限は、6年とする。

第66条 中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。

第67条 中等教育学校の前期課程における教育は、第63条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 中等教育学校の後期課程における教育は、第63条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第64条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第68条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第63条、第64条及び前条の規定並びに第70条第1項において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第69条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。
- 4 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

○学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）（抄）

※ 平成24年4月1日施行予定の改正内容を反映した形で記載。

第105条 中等教育学校の設置基準は、この章に定めるもののほか、別に定める。

第106条 中等教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。

- 2 中等教育学校の後期課程の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項については、高等学校設置基準の規定を準用する。

第107条 次条第1項において準用する第72条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第4に定める授業時数を標準とする。

第108条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第50条第2項、第55条から第56条まで及び第72条の規定並びに第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第55条から第56条までの規定中「第50条第1項、第51条又は第52条」とあるのは、「第107条又は第108条第1項において準用する第72条若しくは第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第55条の2中「第30条第1項」とあるのは「第67条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第83条及び第85条から第86条までの規定並びに第84条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第85条中「前二条」とあり、並びに第85条の2及び第86条中「第83条又は第84条」とあるのは、「第108条第2項において準用する第83条又は第84条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と、第85条の2中「第51条」とあるのは「第67条第2項」と読み替えるものとする。

第109条 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第110条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

- 2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

併設型中学校・高等学校

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

○学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）（抄）

※ 平成24年4月1日施行予定の改正内容を反映した形で記載。

第114条 併設型中学校の教育課程については、第5章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 併設型高等学校の教育課程については、第6章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第115条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

第116条 第90条第1項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

第117条 第107条及び第110条の規定は、併設型中学校に準用する。

第107条 次条第1項において準用する第72条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第4に定める授業時数を標準とする。

第110条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

連携型中学校・高等学校

○学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）（抄）

※ 平成24年4月1日施行予定の改正内容を反映した形で記載。

第75条 中学校（併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、第87条第1項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第76条 連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第4に定める授業時数を標準とする。

第77条 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第87条 高等学校（学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第88条 連携型高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第90条 1～3 （略）

4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第75条第1項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

中高一貫教育校 3 形態共通

○学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）（抄）

※ 平成24年4月1日施行予定の改正内容を反映した形で記載。

別表第 4（第76条、第107条及び第117条関係）

区分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、50分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第108条第1項において準用する場合を含む。次号において同じ。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 各学年においては、各教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり35を限度とする。

中高一貫教育校の種類

「中等教育学校」

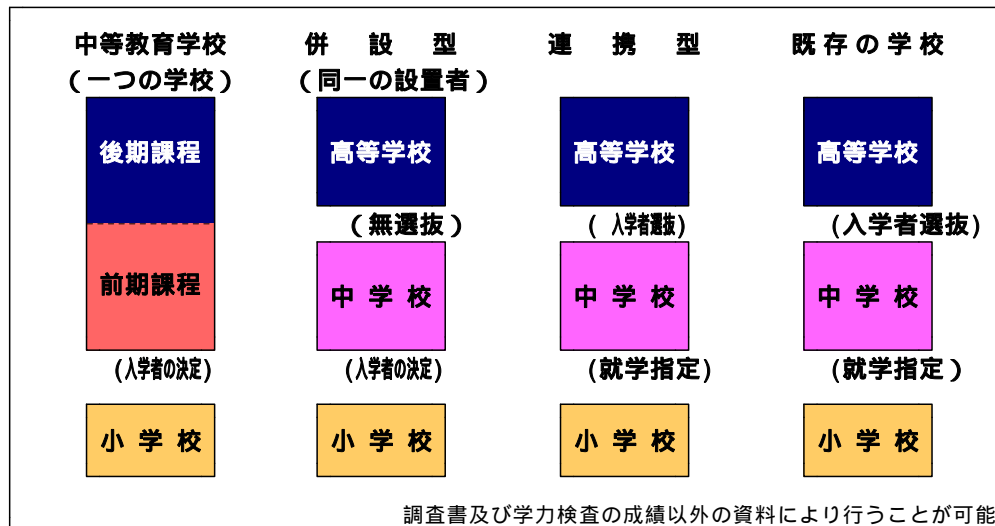
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う。

「併設型」の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。

「連携型」の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する。



中高一貫教育校における特例

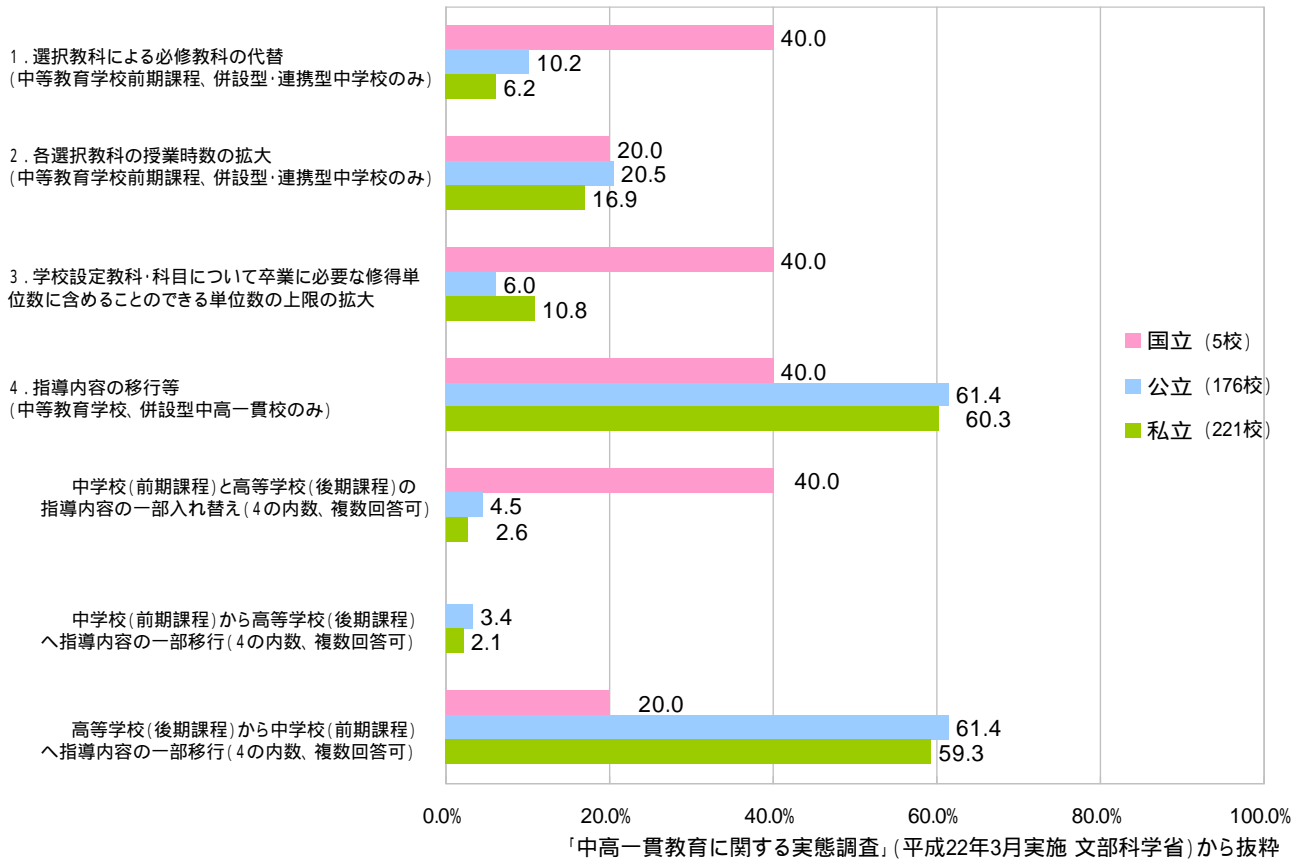
	一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
選択教科による必修教科の代替		必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
中学校段階 各選択教科の授業時数(1)	第1学年： 年間30単位時間以内 第2、3学年： 年間70単位時間以内	特に必要がある場合は、左の時間を超えて各学校が定めることができる。	
指導内容の移行(2)		<p>中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程(中学校)と後期課程(高等学校)の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。</p> <p>中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程(中学校)の指導内容の一部を後期課程(高等学校)へ移行することが可能。</p> <p>高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程(高等学校)の指導内容の一部を前期課程(中学校)へ移行することが可能。この場合、後期課程(高等学校)で再履修しないことが可能。</p>	
高等学校段階 普通科における単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	30単位まで (3)	

1 各選択教科の授業時数の拡大の特例については、新学習指導要領の実施により選択教科の授業時数の定めがなくなることに伴い、平成24年度より廃止される。

2 指導内容の移行について、中等教育学校・併設型では、平成24年度より中学校段階内における指導内容の一部を移行することが可能となる。

3 普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について、中高一貫教育校では、平成24年度より卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限が36単位に拡大。

教育課程の基準の特例の活用状況(国公私別)



教育課程の基準の特例を活用した成果(全体)

成果	特例	左記の成果はどの特例の活用によるものか (成果があったとする学校がどの特例による成果と考えているか)					
		中等教育学校前期課程、併設・連携型中学校)	選択教科による必修教科の代替 (中等教育学校前期課程、併設・連携型中学校)	各選択教科の授業時数の拡大 (中等教育学校前期課程、併設・連携型中学校)	学校設定教科科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限の拡大 (中等教育学校後期課程、併設・連携型高等学校の普通科のみ)	中学校(後期課程)の指導内容の一部入れ替え	中学校(前期課程)から高等学校(後期課程)への指導内容の一部移行
特色ある教育課程の編成が可能	66.2	17.3	24.8	14.3	3.0	2.3	73.7
学習内容の重複を省くことにより、効率的な教育が行える	51.2	1.9	8.7	0	7.8	3.9	96.1
学習内容の系統性に配慮した、効果的な教育が行える	62.2	4.8	13.6	3.2	3.2	3.2	92.8
学力の定着・向上につながっている	64.2	9.3	24.0	6.2	3.1	3.9	80.6
生徒・保護者の満足度が向上	41.3	16.9	30.1	6.0	3.6	1.2	75.9
その他	2.5						